

議案第 6 3 号

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 9 月 2 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）の一部改正に伴い、同令を引用する規定に条項ずれが生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市手数料条例(昭和31年羽曳野市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第8の3の項中「第20条の2第13項又は第38条の4第22項」を「第20条の2第14項又は第38条の4第23項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市手数料条例 新旧対照表

新				旧			
別表第 8(第 2 条関係) 租税特別措置法関係				別表第 8(第 2 条関係) 租税特別措置法関係			
項	事務	単位	額	項	事務	単位	額
1・2	省略			1・2	省略		
3	租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号。以下この表において「令」という。)第 20 条の 2 第 14 項又は第 38 条の 4 第 23 項に規定する特定の民間再開発事業であることについての認定の申請に対する審査	1 件	31,000 円	3	租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号。以下この表において「令」という。)第 20 条の 2 第 13 項又は第 38 条の 4 第 22 項に規定する特定の民間再開発事業であることについての認定の申請に対する審査	1 件	31,000 円
4~6	省略			4~6	省略		
別表第 9~別表第 19 省略 附表 1~附表 3 省略				別表第 9~別表第 19 省略 附表 1~附表 3 省略			